指定難病患者様へのお知らせ

難病の方へ向けた医療費助成制度について

**国が指定する医療費助成制度の対象疾患（指定難病）の患者さんで、症状が一定程度以上または高額な医療費を支払っている場合は、医療費助成制度が利用できるようになります。**

**【制度の概要】**

○指定難病の医療費の自己負担割合が２割に引き下げられます。（医療保険上で３割負担となっている方は負担割合が２割となります。１割負担の方の負担割合は変わりません。）

○外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。（自己負担上限額は、受診した複数の医療機関等の自己負担を全て合算した上で適用されます。）

**【認定基準について】**

以下のいずれかを満たしている場合に認定されます。認定されると受給者証を交付します。

○指定難病にり患しており、症状が一定程度以上の場合。※

　※　指定難病ごとに基準が設けられていますので、申請する際は基準に該当するか主治

医によく確認してください。

○指定難病にり患しており、医療費を考慮する期間において指定難病に係る月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間３回以上ある場合。（軽症高額該当者）

**【申請手続きについて】**

　お住まいの市町村を管轄する県保健福祉事務所、中核市の方は中核市保健所（以下保健所等という。）に申請してください。（県外に避難されている方は、住民票のある市町村を管轄する保健所等へお問い合わせください。）

　申請に必要な書類等については、各保健所等または福島県健康増進課ホームページで確認してください。

　※必要書類が全て揃っていないと申請書を受理できませんのでご注意ください。

　※支給認定申請を行ってから受給者証が交付されるまでは、２～３ヶ月程度かかります。

　※各保健所等の問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

★福島県健康増進課ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/shinkishinsei.html>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所等名称 | 管轄（お住まいの地域） | 連絡先 |
| 郡山市保健所 | 郡山市 | 〒963-8024郡山市朝日2丁目15-1電話024-924-2163 |
| いわき市保健所 | いわき市 | 〒973-8408いわき市内郷高坂町四方木田191電話0246-27-8594 |
| 県北保健福祉事務所 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 | 〒960-8012福島市御山町8番30号電話024-534-4161 |
| 県中保健福祉事務所 | 須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡 | 〒962-0834須賀川市旭町153番地1電話0248-75-7814 |
| 県南保健福祉事務所 | 白河市、西白河郡、東白川郡 | 〒961-0074白河市郭内127番地電話0248-22-5443 |
| 会津保健福祉事務所 | 会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡 | 〒965-0873会津若松市追手町7番40号電話0242-29-5508 |
| 南会津保健福祉事務所 | 南会津郡 | 〒967-0004南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542番地の2電話0241-63-0306 |
| 相双保健福祉事務所 | 相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡 | 〒975-0031南相馬市原町区錦町一丁目30番地電話0244-26-1138 |
| 相双保健福祉事務所いわき出張所 | いわき市へ避難している相双地域等の方 | 〒970-8026いわき市平字梅本15番地電話0246-24-6118 |
| 県庁健康増進課 |  | 〒960-8670福島市杉妻町2番16号電話024-521-7237 |

申請受付場所及びお問い合わせ先

※県庁では申請書の受付は行いませんのでご注意ください。